

会則

第1条 名称

本会は、「市民ネットワーク・かしわ」と称する。

第2条 目的

市民ネットワーク・かしわは、開かれた市政を目指し、市民参加と市民自治を実現するための活動を広げることを目的とする。

第3条 会員

会員は本会の目的に賛同し、事務局に入会の申し込みを受理された個人とする。
会員は議決権を持つ正会員と議決権を持たないサポート会員の二種とする。

第4条 会費

正会員の会費を年1000円とする。
サポート会員の会費を無料とする。

第5条 経費

本会の経費は、寄附金・会費・その他の収入をもってあてる。

第6条 予算

代表は収入・支出の予算を立案し、総会での過半数の同意をもって承認を得るものとする。

第7条 決算

代表は決算を行い、総会で過半数の承認を得るものとする。
本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第8条 役員

1、本会に、次の役員を置く。

代表	1名	事務局	1名以上
会計	1名	会計監査	1名

2、役員は総会の過半数の同意をもって選任される。

役員の任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

3、代表は会務を総括し、会を代表する。

4、事務局は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

5、会計は会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

6、会計監査は、会の財産や業務執行の状況を監査する。

7、役員が規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合は、総会の議決により解任することができる。

第9条 代理人

市民ネットワーク・かしわは総会の承認をもって代理人を選出し、代理人契約を結ぶ。

代理人契約の内容については運営委員会にて協議する。

代理人は、市民ネットワーク・かしわの運営委員として1年以上活動した者とする。

第10条 総会

定時総会は事業年度終了後に開催し、必要のつど臨時総会を開くことができる。

- 1、総会の招集は代表が行う。
- 2、総会の議長は代表が専任する。
- 3、総会は正会員の2分の1以上の者が出席しなければ、議決することはできない。
但し委任状もしくはこれに代わる委任の意思の確認によって出席とみなすことができる。
- 4、議案の決議は出席者の過半数の賛成でこれを決する。
可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5、総会の決議事項及び報告事項は、次のとおりとする。

規約の改正に関する事項

会員の加入及び脱退に関する事項

活動報告及び決算、活動計画及び予算

役員の改選

その他必要と認めた事項

第11条 運営委員会

組織運営の必要事項について協議し、総会の決定事項を執行する。

組織運営に必要な運営委員は会員の中から選出する。

第12条 解散

本会の解散については、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。

本会の解散に伴う残余財産の処分については総会の議決による。

第13条 設立年月日

本会の設立年月日は、1987年5月1日とする。

第14条 所在地

本会の所在地を次のとおりとする。

千葉県柏市東上町2-28 第一水戸屋ビル3F

附 則

- 1、本規約は、1987年5月1日に制定し、即日これを施行する。
- 2、本規約は、次の年の総会開催日に一部改訂し、即日これを施行する。
1991年、1994年、1995年、1996年、1997年、1998年、
2001年、2015年、2019年、2020年、2021年、2022年、2023年